

社福第1595号
令和7年1月28日

情報システム開発事業者 各位

埼玉県福祉部社会福祉課長（公印省略）

埼玉県生活保護システム統一・標準化に関する情報提供について（依頼）

日頃から、埼玉県の情報システム関連事業の取組みについて格別のご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）が令和3年5月に成立し、標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとされました。標準化法は、地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付け、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用するなどを原則としています。

本県においても標準化法の対象となる基幹業務システムの「標準準拠システム」への移行を進めており、このたびの情報提供依頼（RFI）は、本県の生活保護システム（以下「現行システム」という。）の「標準準拠システム」への移行事業に対する参入意向の確認及び情報提供をお願いさせていただくものです。

お忙しいところ恐縮ですが、参入意向のご回答及び情報提供いただきますようお願いいいたします。

記

1 背景と目的

令和9年3月末をもって現行システムの運用が終了するため、本県では、令和9年4月から標準準拠システムを利用し、生活保護業務を行うことを想定しています。

また、現行システム稼働中の令和9年2月末までにデータ移行を完了し、令和9年3月に並行稼働を実施する予定です。

つきましては、令和9年3月までに標準準拠システムへの移行することが前提となります、現行システムの「標準準拠システム」への移行事業について、事業者の参入意向の確認及び提案可能な開発スケジュールがある場合には、情報提供をお願いさせていただくものです。

なお、令和9年4月からの標準準拠システム利用を踏まえ、令和7年1月28日時点で以下の①～④のいずれかを満たす事業者に対し、情報提供を依頼します。

- ① 既に標準化システム適合試験に合格している事業者又は標準化適合製品を提案できる事業者

- ② 既に一部経過措置の事業者又は一部経過措置製品を提案できる事業者
- ③ 令和8年度中に標準化システム適合試験に合格する見込みのある事業者又は令和8年度中に標準化適合見込みの製品を提案できる事業者
- ④ 令和8年度中に一部経過措置となる見込みのある事業者又は令和8年度中に一部経過措置見込みの製品を提案できる事業者

2 回答書の記載

「埼玉県生活保護システム統一・標準化に係る参入意向調査回答書」に必要事項を記載し回答してください。

(1) 担当者情報

事業者名、部署名、担当者、連絡先等を記載してください。

(2) 参入意向の回答

令和9年4月に標準準拠システムを使用して生活保護業務を実施できることを前提として回答してください。

(「1 背景と目的」で記載した並行稼働等の条件も前提に含みます。)

○「参入しません」と回答する場合は備考欄に理由を記載してください。

○「参入します」と回答する場合は、システム標準化に適応している製品または令和9年度中に適合試験に合格見込みである製品名をご記載の上、(3)をご回答ください。

※回答がない場合については、「参入しない」ものと判断させていただきます。

(3) 令和9年4月までのスケジュールと提案が可能な製品名等の情報について、情報提供をお願いいたします。

3 提出方法

(1) 提出資料

埼玉県生活保護システム統一・標準化に係る参入意向調査回答書
(PDF ファイル、Word 文書等)

(2) 提出先

メールにてご提出ください。

提出先メールアドレス : a3270-15@pref.saitama.lg.jp

※件名を以下のとおりに記載してください。

メール件名 : 【埼玉県生活保護システム統一・標準化に係る参入意向調査】

回答 事業者名

※事業者名の箇所には、貴社の名称を記載してください。

(3) 提出期限

令和7年12月17日（水） 17時まで

4 その他

- (1) 本調査は、標準準拠システムへの移行期限が限られる中で、早期に事業者の現行システムに係る標準準拠システム移行事業への参入意向を確認し、競争性を保つつ、円滑な移行を行うことを目的とするものであり、情報提供のあった事業者に対して、将来のシステム調達や契約を保証するものではありません。また、本RFIを辞退した事業者について不利益に取り扱うことはありません。
- (2) 本調査に回答いただいた事業者には、ヒアリングの実施等を依頼する場合があります。ご協力を願いいたします。
- (3) 御提供いただいた情報・資料は、「1 背景と目的」に示した目的に限り、利用します。
- (4) 今回の情報提供に係る費用については、貴社にて御負担いただきますようお願いします。
- (5) 御提供いただいた情報・資料につきましては返却しません。
- (6) 本RFIで提示する資料に記載された内容は、作成日現在で本県が把握又は想定している情報等に基づくものであり、今後変更となる場合があります。

担当： 生活保護担当
電話： 048-830-3280
メール： a3270-15@pref.saitama.lg.jp